



6月1日からプラスチックゴミの リサイクルが始まります！（その3）

6月1日から  のマークがついているプラスチック製のゴミ（以下「リサイクルプラ」）がリサイクル回収されます。それに伴い、皆さんから寄せられている主な質問を紹介します。

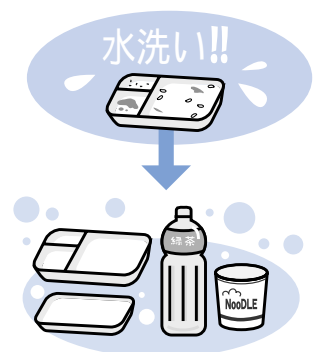
Q1 リサイクルプラを洗ってリサイクルゴミに出す時、どこまで洗って排出すればいいの？

A1 中身を使い切り、水で2〜3回軽くすすいで、水気を十分に切ったうえで、ゴミに出してください。
洗剤を使ってまで洗う必要はなく、水ですすいだ結果、

例えば多少油成分がリサイクルプラに残った状態でリサイクルゴミに出しても大丈夫です。

これは、必要以上に水や洗剤を使って洗うと、かえって水環境の保全や、資源や水の節約の観点から、好ましくない場合も考えられるので、総合的に判断したものです。

なお油分がついているものなどは、布きん等で汚れをふき取って出しても大丈夫です。



Q2 リサイクルゴミに出してよいか、判断に迷うものがあるのですが？

A2 6月からリサイクル回収の対象となるリサイクルプラは、商品の「容器」や「包装」になっているものですが、分別の判断に迷う代表的な品目と、その出し方も以下に示します。

Q3 リサイクルプラの出し方は？

A3 リサイクルプラをひとまとめにして、指定の燃やせないゴミの袋に入れてください。

その際は、二重に袋に入れて出すこと（スーパーのレジ袋等にゴミを入れ更に指定の燃やせないゴミ袋に入れて出すこと）は、ゴミ袋の中が確認出来ないもので、しないでください。



品 目	分別の区分
わさび・歯磨き粉のチューブなど洗うのが難しいもの	燃やせるゴミへ  のマークがついていますが、一般的に洗うのに手間取るので。
プラスチック製の商品（洗面器、バケツ、ビデオテープ類、定規などの文具類、おもちゃなど）	燃やせるゴミへ 「容器」や「包装」と違い、「商品」そのものや、サービスの提供により使われたプラスチック製の物は、リサイクルの対象になりません。
サービスの提供の一環で使われたプラスチック製のもの（クリーニングの袋等）	

リサイクルの恩恵

プラスチックは石油から作られ、軽くて丈夫で、色々な形に作りやすいなどの点から、とても重宝されています。
しかし、ゴミになった場合、埋立てても腐ることなく土に返らない上にかさばるので、最終処分場の場所を取ります。また、安易に野焼きなどを行うとダイオキシン類などの有害物質が発生します。

プラスチックのリサイクル処理は、プラスチックゴミが色々な再生品に生まれ変わるだけでなく、原料である石油の節約に繋がるといふ恩恵も得られます。



もちろんゴミをリサイクルすることよりも、ゴミの減量化を図り省資源・省エネルギーに努めることの方が、地球環境を守るためには大切な取り組みですが、子孫に少しでも住みよい環境を残していくためにも、リサイクルへのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

交通遺児育英会 からのお知らせ

保護者が交通事故で亡くなられたり、重い後遺障害のため働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生を対象に奨学生の募集を行っております。

- ・学校別の応募資格は
高等学校・高等専門学校
在学中若しくは平成19年4月に進学予定の中学校3年生
- ・大学・短期大学校
在学生若しくは平成19年4月に進学予定の者
- ・大学院
在学している学生

「家庭ごみの分け方・出し方「一覧表」を全戸配布いたしました！」
今回の市広報と一緒に、「家庭ごみの分け方・出し方「一覧表」を全戸配布しています。」
内容は、6月1日からのリサイクルプラの回収にも対応したものとなっています。
内容にご不明な点がありましたら、「家庭ごみの分け方・出し方「一覧表」に記載されている担当課まで、お気軽にご連絡ください。」

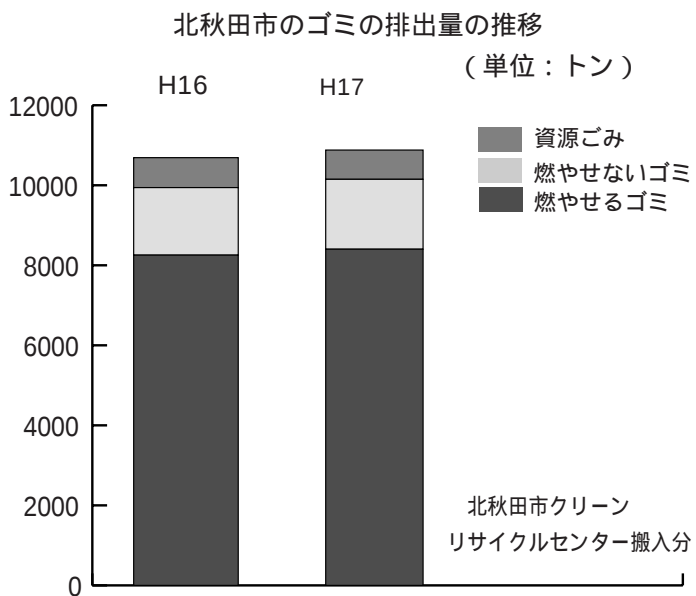
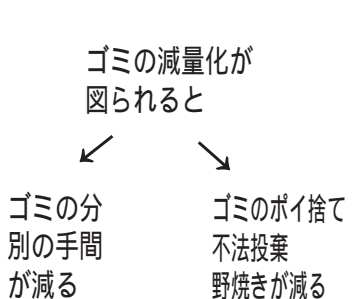
ごみの減量化を意識付けましょう！

ごみの減量化は、ただ地球の環境を守るだけでなく、皆さんのごみの分別が楽になり、ごみのポイ捨てなどによる地域の環境の悪化を防ぐことにもつながります。

そこで今回は、ごみの減量化のための取り組み例をご紹介します。

過剰包装は断り、詰換え用の商品を買う。
買い物袋を持参し、レジ袋の受け取りを拒否する。
ものは修理して長くつかい、むやみに買い換えない。
量り売りしているものを買わない。
メモ用紙等は裏紙を使う。

他にもまだまだ取り組み例がありますが、今日から一歩ずつ始めていきませんか？



但し、古紙はリサイクル処理をしていますが、区分上は燃やせるゴミとして、集計しています。平成16年度に比べ、平成17年度はゴミの排出量が微増しております。

お問い合わせ
(財)交通遺児育英会奨学課 ☎03-3556-0773
各学校奨学金担当者・担当課までお問い合わせ下さい。

**暴力団、エセ右翼、エセ同和等に
泣いている人、困っている人へ**
(財)暴力団壊滅秋田県民会議(暴迫センター)は、
あなたの力になりたい。力になれます。ご相談を！
●弁護士無料相談日 ●相談電話 ☎0120-893-184
毎月第2水曜日 13:00~15:00
秋田市旭栄町1-5 秋田県社会福祉会館4F <http://www11.plala.or.jp/boutsui/>